

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

相談支援に係る報酬告示案の送付について

平素より、障害者保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、別添のとおり相談支援に係る報酬告示案を送付いたしますので、これを参考に平成24年4月の施行に向けた支給決定事務等の準備を進めていただきますようお願いいたします。

なお、当該告示案については、3月中旬に別添内容により公布する予定です。

記

【送付資料】

- ・ 障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（案）
- ・ 障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（案）
- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（案）

※ 報酬告示の解釈通知案、指定基準省令に係る解釈通知案等は、近日中に送付予定。

【相談支援関係 担当】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
地域移行・障害児支援室 相談支援係 栗原、山崎、内藤
TEL：03-5253-1111（内線：3149）
E-mail：yamazaki-ryouhei@mhlw.go.jp